

多久市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

多久市長 横尾 俊彦

多久市規則第5号

多久市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

多久市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年多久市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「別表第6」を「別表第7」に改める。

別表第3に次のように加える。

14	会計年度任用職員が公務によらない負傷又は疾病にかかり勤務することができないとき。	1の年度において医師の証明書等に基づき、次に掲げる者の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間 (1) パートタイム会計年度任用職員 1週間の勤務日数又は1年間の勤務日数に応じ、別表第6に定める期間 (2) フルタイム会計年度任用職員 10日
----	--	---

別表第7を削る。

別表第6中2の項を次のように改める。

2	<p>次に掲げる者が養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）の看護等（多久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年多久市規則第1号）別表第2の10の項に規定する看護等をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 1週間の勤務日が3日以上とされているパートタイム会計年度任用職員</p> <p>(2) 週以外の期間によって勤務日が定められているパートタイム会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者</p> <p>(3) フルタイム会計年度任用職員</p>	1の年度において5日（子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内の期間
---	--	---

別表第6中8の項を削り、9の項を8の項とし、同表を別表第7とし、別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第13条関係）

勤務日数		日数
1週間の勤務日	1年間の勤務日	
1日	48日から72日まで	1日

2日	73日から120日まで	3日
3日	121日から168日まで	5日
4日	169日から216日まで	7日
5日以上	217日以上	10日

備考 この表において、1週間の勤務日数が「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。